

飲食店等へ営業時短協力を要請

茨城県は1月6日から飲食店やカラオケ店などを対象に、新型コロナ対策として営業時間の短縮などを要請。2月7日までの自粛期間となります。要請内容は、午後8時から翌朝5時までの営業自粛と酒類提供は午後7時までとなります。

協力店には時短協力金を支給

県は時短・休業などの要請協力店には、協力金を支給することを決定しました。協力金の支給額は1日当たり4万円です。協力金申請の締め切りは、3月8日（月）となります。また、従来からの営業時間が午後8時までの飲食店は、協力金の対象とはなりません。要請期間は自治体によって変動がありますので注意が必要です。

民商では協力金申請のサポートを行っています

申請用紙などは民商事務所にも用意をしています。分からないことや詳細については民商事務局まで電話でご相談ください。

常総市が中小企業応援交付金

- 市内に事業所か住所のある方
- 前年の売上の月平均と比較して2020年分のいずれかの月が30%以上減少
- 支給額 法人 20万 ・ 個人 10万
- 簡易書留で申請
- 締切 2月28日（日）

- 国民全員に給付された特別定額給付金は収入に計上しません。
- 国からの持続化給付金や家賃支援給付金・県の時短協力金・各自治体からの事業応援給付金や上乗せ給付金はすべて雑収入として計上します。また消費税の課税売上の対象になりません。
- 昨年の国や県・自治体からの給付金や協力金などの扱いは次のように処理をします。

給付金の計上方法 どのようにするか

これまでは医療費控除の際に、領収書を添付して申告していましたが、今年からはこれができなくなりまして。申告の手引きに綴じられている（4ページ）明細書に、市の国保組合などからの医療費通知に記載の医療費の合計額を記載します。ここに記載されていない分については、領収書を参考に個人別・病院ごとに記入します。領収書などは5年間の自宅保管となります。

医療費控除の方法が変更

今年の3・13重税反対統一行動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策上、集会とデモ行進および集団申告は行われません。

3・13重税反対統一行動



建設国保の加入は民商へ

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が（大工・左官・管・電気・塗装等）
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入が
- ◆ 月1000円で入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で120日分まで給付
- ◆ 75才で長寿祝金（65未満加入）